

大人博第 28 号
2015 年 1 月 11 日

大阪市長 橋下徹様

公益財団法人 大阪人権博物館
理事長 成山治彦

大阪人権博物館に関する大阪市有地の土地賃貸料について（お願い）

謹啓、大阪市長におかれましてはご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて当館は、大阪市市民局長の谷川友彦氏から 11 月 28 日付の「大阪人権博物館の敷地として使用されている市有地について」という文書を受け取りました。それによりますと、2015 年 4 月 1 日から契約は 10 年間の事業用定期借地契約として土地賃貸料は徴収すること、初年度に契約保証金として 6 カ月分の土地賃貸料相当額を支払うこと、当館の 10 年間の財務状況を考慮して大阪市が判断することなどとなっています。また 12 月 2 日の大阪市市民局による当館に対する口頭説明では、土地賃貸料は年間で約 2700 万円になること、さらに固定資産税と都市計画税として約 700 万円を当館が支払うことなども示されました。

すでに当館は大阪市長に昨年 5 月 19 日付の「大阪市有地使用料の減免継続について（お願い）」という要望書を提出していましたが、これに全く応えられようとされなかった今回の大阪市市民局の文書は、たいへん遺憾かつ残念でなりません。また契約は借手に不利になる可能性が高い事業用定期借地となっていること、土地賃貸料は契約保証金も含めて当館の支払い能力をはるかに超える高額で算定されていること、全てにわたって大阪市の大きな裁量権が設定されていること、新たに当館が固定資産税と都市計画税を当館が支払うことなどが問題点としてあげられます。

周知のように当館は 1985 年 12 月 4 日に開館し、今年度まで 29 年間にわたって日本で唯一の“人権に関する総合博物館”としての社会的役割を果たしてきました。当館は約 3 万点におよぶ人権資料の収集・保管をはじめ人権問題の調査研究、人権に関する総合展示と斬新な特別展、企画展の開催、人権問題についての普及活動、ホールでの人間性豊かな文化事業、学校における人権教育や社会における人権啓発との連携などの多彩な事業を推進し、これまで来館者を中心とした総利用者は約 153 万人を数えています。これらの人権に関わる当館の存在意義と社会的役割は、大阪をはじめ日本国内はもとより国際的にも大きな関心を集め、高く評価されるに至っています。

しかし昨年度から、大阪市は大阪府とともに当館に対する補助金を全面的に廃止しました。それによって当館では、事業費や管理費のみならず人件費を大幅に削減し、全体の運営費を約半額以下に抑えて自主運営の道を歩むことになりました。そのため入館料と各種の利用料などを値上げし、また新たに企業や団体、個人から寄附金（スポンサー）と賛助

会費（サポーター）を募ることによって、自主運営のための自主財源の確保に努めてきました。その結果、昨年度と今年度は苦しい状況のなかでも辛うじて運営を継続してきました。しかし昨今の経済状況の悪化が続くなか、寄付金と賛助会費は当初の予想に反して十分な効果をもたらさず、来年度からの自主運営の継続についてはきわめて厳しい状況となっています。

この厳しい状況に追い打ちをかけるように、この度、大阪市民局から当館が使用している市有地の土地賃貸料を徴収するという文書を受け取りました。減免が廃止されれば土地賃貸料が徴収されることになり、その年額は約 2700 万という高額になります。また固定資産税と都市計画税の約 700 万円も含めて、当館にとって大きな負担となります。これらが実施されれば、昨年度から推進してきた当館の自主運営は困難な状況に陥るだけでなく、自主運営を断念して閉館しなければならないきわめて深刻な事態さえ生じさせることになりかねません。このような事態になれば、大阪はもとより国内・国外における人権の推進や確立にとって大きな損失になることは間違いありません。

当館は 1982 年に大阪府が認可する財団法人が運営し、1985 年に文化庁が認可する登録博物館として開館され、2012 年から運営母体は公益財団法人に移行しましたが、これまで大阪における人権教育と人権啓発を推進するセンター的施設としての公共性と公益性を担ってきました。また 2000 年に施行された人権教育啓発推進法と 2002 年に閣議決定された人権教育啓発基本計画、さらに 1999 年に大阪市が策定した大阪市人権行政基本方針、2009 年に施行された大阪市人権尊重の社会づくり条例などは人権の推進に重要な役割を果たしていますが、この趣旨をふまえて当館は博物館機能を活かしながら人権に関して社会性を発揮してきました。このような当館の果たしている重要な公共性や公益性をふまえて、人権の推進を重要課題とする大阪市は大阪府とともに、一昨年度の 2012 年度まで 27 年間にわたって補助金を支出され、同時に市有地の土地賃貸料についても全額減免措置を図ってこられました。

また当館が使用している土地は、現在では大阪市有地となっていますが、本来的には多くが地元地区住民の所有地でした。地元地区住民は差別の撤廃と子どもの教育向上を願って 1928 年に栄小学校新校舎の建設に尽力し、同時に自らの土地を大阪市へ寄贈したものです。栄小学校は 1975 年に他の場所に移転しましたが、この土地に人権の推進と確立を目的として開館したのが当館です。当館が使用している土地は大阪市の所有になり、その活用などの権限は大阪市に属しているとはいえ、歴史的経緯からして地元地区住民の差別の撤廃と人権の推進の願いが込められた土地といえます。その意味で、この土地を当館が地区住民の願いを汲みながら土地賃貸料の免除もしくは大幅な減免を受けて安定的かつ継続的に活用するのは、大阪市民の意向を基本とする大阪市行政と住民自治の観点からしても合理性と妥当性を有していると言えます。

そもそも大阪市民局では 2012 年 8 月の時点で、当館に対する市有地の土地賃貸料の減免廃止について「法人の自立化による自主運営が達成できる時点」とし、今後の目的達成見込みについては「十分に効果が期待できる」と想定されていました。しかし同時に土地賃貸料の減免廃止の場合に想定される問題点として、「減免廃止後は、法人に相当額の土地の賃料の負担が生じることから、公益性の高い事業を今までどおり展開できるかが課題である」との危惧も指摘されていました。これまで以上に当館は「自立化による自主運営」

を基本としていく所存ですが、さきに示したように「達成できる時点」にまで至っていないのが現状です。このような現状をふまえると、高額な土地賃貸料が徴収されると「公益性の高い事業を今までどおり展開」できないばかりか、当館の存続さえもが危ぶまれる事態に陥ります。

そこで当館では本日1月11日に第13回理事会を開き、大阪市有地の土地賃貸料については大阪市において再検討していただき、引き続き免除もしくは大幅な減免を大阪市に要望することを確認しました。つきましては以上のことを十分に考慮され、下記の諸点について検討されますようお願いする次第です。

記

1. 来年度からの当館への市有地の土地賃貸料について再検討され、これまでどおりの免除の継続もしくは大幅な減免を図っていただきたい。
2. そのために当館の自立化による自主運営の現状を詳しく調査され、早急に当館との真摯な協議の場を設けていただきたい。
3. 当館の自立化による自主運営のため、大阪府と協議しながら事業展開や施設運営などの面での援助と協力を検討していただきたい。